

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 ⑥ 医療施設等の機能維持の総合対策

## 国への提案事項

### 災害拠点病院の機能強化

- 国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策事業」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備(非常用自家発電設備, 受水槽, 給水設備, 燃料タンク)整備に対する国庫補助制度について, 各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう現状の補助率3分の1を嵩上げすること。
- 特に, 膨大な容量が必要となる受水槽については, 設置スペースを敷地内で確保できない場合, 新たな土地の取得や賃借に係る費用など追加的な負担が発生するため, これらに対する特段の財政措置を講じること。

【提案先省庁: 厚生労働省】

# 1 創造的復興による新たな広島県づくり

## (3) 将来に向けた強靱なインフラの創生

## ⑥ 医療施設等の機能維持の総合対策

### 施策の背景／国の対応状況

- 平成30年の7月豪雨災害や北海道胆振東部地震など、水、電気、交通、医療、通信など、住民の生活・生命を守る重要インフラに支障を来す事態となった。
- 国は、これらのインフラが、災害時に十分機能を発揮できるよう、全国で緊急点検を実施(平成30年9月)。医療分野においては、長期の停電や断水に備えて、災害拠点病院の自家発電設備及び給水設備の整備状況が確認された。

	災害拠点病院	3日程度の診療維持に設備の増設が必要な病院	
		燃料タンクの増設	受水槽の増設等
全国 (H30.10現在)	736	114	177
広島県 (R元.10現在)	19	4	11(10)

※( )は優先給水協定の締結がない病院

- 国はこの結果を受け、災害拠点病院の指定要件に、新たに次の規定を追加した。(経過措置:令和3年3月迄)

自家発電機	・都市ガスを使用する場合は、非常時に切り替え可能な他の電力系統等を有しておくこと
給水設備	・受水槽(3日分)の整備《努力義務》 ・災害時優先給水協定の締結

### 課題

- 本県の災害拠点病院の非常用自家発電設備については、全ての施設で3日以上分の燃料備蓄又は燃料販売事業者との優先協定により指定要件を満たしていたが、都市ガスを燃料としていた1施設は、この度の改正により他の電力系統等の新たな設備投資が必要となった。
- また、給水設備についても、3日以上分の容量の受水槽や地下水利用がない病院は11施設であり、うち10施設は、災害時優先給水協定も未締結である。
- これらの病院では、平成30年7月豪雨災害やその後の災害の発生状況から、水、電気確保の重要性を十分に認識しているものの、現行の国庫補助制度は補助率が1/3と病院負担が大きいため、整備が進まず、十分な支援制度となっていない。



### 令和元年度補助基準額等

・燃料タンク	基準額	29,883千円 (補助率1/3)
	補助上限額	9,961千円
・受水槽等	基準額	64,800千円 (補助率1/3)
	補助上限額	21,600千円